

共生型事業所 デイサービス開設支援 開始のお知らせ

概要

平成 30 年度から従来の通所介護施設において共生型申請が可能となり、障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、児童福祉法に基づく多機能型(児童発達支援事業所、放課後等デイサービス)の開設が可能となりました。

仙台市内では、すべての許可を認可されている事業所は数件となり圏域ごとに充足していない状況です。当協会の支援でこの度、3 事業所開設支援を実現、従来の申請方法と比べて、煩雑な申請手順ならびに障害者施設からの連携承諾書の提出などの介護保険施設開設時に求められない書類が多数あることから整備が遅れている現状があります。

この現状を鑑みて、当協会では、既存のデイサービスの定員で受け入れができる共生型申請支援を開始、今後ますます需要が増す 60 歳から 65 歳の狭間で入浴支援等を希望する障害者の方、障害児・者の日中支援の場の不足に伴う環境整備を推奨しております。

現在の事業所で、事業対象者、要支援者、要介護者の獲得に苦慮されているデイサービスにおいては経営改善の切り口として鋭意検討が必要と推察します。

当協会では、当該取り組みの趣旨に賛同し、共生型申請を検討されている企業様の開設支援を、仙台市内限定で推進しておりますので、ご興味ご関心がありましたら是非ご検討くださいますようお願い申し上げます。

ニーズ

1. 60 歳から 65 歳の保険制度の切り替えで今後の通いの場を検討している方
2. 高齢期の障害者で入浴支援を希望している方
3. 障害児・者で通学後、レスパイト機能をもって学習支援を希望している方

法人名		
事業所名		
所在地		
連絡先		
担当者名		
共生型申請	あり	なし

※初回ヒアリング、入会説明、契約、開設申請支援、開設の手順となります。

仙台市総合事業支援協会 共生型開設コンサルティング部

FAX 022-281-8615 迄